

# 旅館業施設における循環式浴槽の 衛生管理基準の改正について

厚生労働省の「旅館業における衛生等管理要領」等の改正に伴い、小樽市旅館業法施行条例で規定する循環式浴槽施設の衛生管理基準の一部が令和3年4月1日から改正されます。

## 【条例改正の概要】

### 清掃・消毒等基準の追加

- ・集毛器の清掃・消毒（毎日）
- ・循環配管、水位計配管、気泡発生装置等の清掃・消毒（週1回以上）
- ・シャワー設備の内部、貯湯槽、調節箱の清掃・消毒（年1回以上）
- ・シャワー設備の通水（週1回以上）

### 衛生に関する措置の改正

- ・オーバーフロー水を回収し浴槽水として使う場合は消毒すること。
- ・打たせ湯やシャワーには循環浴槽水を使わないこと。
- ・気泡発生装置の空気取入口に浴槽水が入らないようにすること。

## 【改正後の管理基準等】※追加・変更箇所を下線

### ①ろ過機・循環配管等の管理

- 毎日の集毛器の洗浄・消毒
- 1週間に1回以上のろ過機・循環配管・水位計配管の洗浄と消毒
- 1年に1回以上の循環配管内の点検および状況に応じたバイオフィルムの除去

### ②貯湯槽の管理

- 破損箇所がないかを点検
- 槽内の湯を **60**℃以上に保つ  
または、塩素系薬剤で消毒
- 1年に1回以上の貯湯槽・調整箱の清掃と消毒

### ③シャワー設備の管理

- 1週間に1回以上のシャワー設備の通水
- 1年に1回以上のシャワー設備の内部の洗浄と消毒
- 循環している浴槽水を使用しないこと

### ④気泡発生装置の管理

- 1週間に1回以上の清掃と消毒
- 空気の取入口から土ぼこりや浴槽水が入らないようにすること
- 連日使用式循環浴槽水を使用しないこと

### ⑤浴槽・浴槽水の管理

- 各系統の浴槽ごとに、レジオネラ属菌を検査  
検査頻度は、循環式浴槽では **1年に2回**、それ以外の浴槽は1回
- 残留塩素濃度を適宜測り、結果を記録。濃度は **0.4ppm程度**に保つ
- 連日使用式循環浴槽では、**1週間に1回以上**の頻度で全換水  
浴槽も1週間に1回以上の頻度で清掃・消毒
- オーバーフロー水を浴槽水として再利用する場合は塩素系薬剤等で消毒すること

### ⑥その他

- 打たせ湯には循環している浴槽水を使用しないこと